

県南広域振興局長告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、内之目土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和7年10月21日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

1 就任

理事

佐 藤 亨 一関市花泉町永井字待井280番地

2 退任

理事

佐 藤 昭 一関市花泉町永井字待井330番地